

# 守山市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

# 目次

1. 計画の趣旨・現状 .....	3
2. 目標と計画の期間 .....	4
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	5
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて .....	7

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

第3期「守山市教育大綱」では「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」を基本理念として掲げ、その推進に当たっては「すべてのひとがともに学び支え合う」ことが必要であるとしている。この基本理念は、本市が目標とする教育の方向性を示すものであり、その実現のために、「学びを豊かに支える」を柱の一つと位置付けている。

その柱の中で、子どもたちが笑顔で学校園生活を送るために、教職員がいきいきと働き、子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、働きやすい職場環境の整備を進め、ワーク・ライフ・バランスの確保を図るとされており、本計画は、本市の教育理念の実現に向け、設置者の責任の下、適正な業務量管理及び教育職員の健康確保に必要な措置を講じることを目的とするものである。

## (2) 本市の現状

本市では、学校における働き方改革推進のために、「勤務時間の適正化」、「学校業務の効率化」、「多様な人材の活用」、「家庭・地域との連携、協力」「働きやすい職場づくり」などの取組を進めてきた。また、部活動に関しては、部活動ガイドラインの遵守を働きかけるとともに、令和7年度には、部活動改革のための取組を始めたところである。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

校 種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
守山市小中学校	38.3 時間	38.4%	9.2%
市内小学校	34.9 時間	32.1%	6.5%
市内中学校	44.4時間	49.6%	14.1%

時間外在校等時間が45時間を上回る割合が38.4%となっており、特に中学校においてはその割合が半数に迫る状況である。また、月80時間を上回る教員が9.2%を占めていることも看過できない。教員が心身の健康を保ちながら本来の業務に専念し、質の高い教育を持続するためには、業務の見直しや効率化等により時間的な余裕を創出することが必要である。

上記のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

## 2. 目標と計画の期間

本計画において達成を目指す目標と期間は以下のとおりとする。

時間外在校等時間に関する目標				
目 標		実態(R6)	中間目標(~R9)	最終目標(~R11)
(1)	1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする	38.3時間	34 時間	30 時間
(2)	1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする	61.6%	80%	100%
(3)	1か月時間外在校等時間が80 時間超の割合を0%にする	9.2%	5%	0%
ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標				
目 標		実態(R6)	中間目標(~R9)	最終目標(~R11)
(1)	年間の年次有給休暇の平均取得日数を16 日以上にする	13.2 日	14.6 日	16 日
(2)	市の教職員アンケートにおける、職場ははたらきやすいと感じる割合を 80%まで高める	71.2%	75%	80%
(3)	市の教職員アンケートにおける、やりがいをもって仕事に取り組んでいる割合を 90%まで高める	83.0%	87%	90%
(4)	ストレスチェックにおける、高ストレス者の割合を5%まで減少させる	12.4%	8.5%	5%
(5)	ストレスチェックにおける、健康リスクの値を 90 以下とする ※全国平均は100	小 99 中 96	小 95 中 93	小 90 中 90

### 3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ①学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・スクールガードによる見守り活動を推進する。
- ・登下校時の保護者・地域住民による「ながら見守り」を啓発する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、守山警察署等と連携し、児童生徒を意識したパトロールにゆだねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・警察との連携会議等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・「学校への要望・苦情等への具体的対応マニュアル」を有効活用し、必要に応じて市のスクールロイヤーと連携し、適切な対応に努める。また、不当な要求などに対しては、行政機関の責任において対応できる体制の構築に努める。

##### ②教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答や事務処理の軽減

- ・調査・統計等については、国や県からの依頼や市の教育行政上真に必要なものに絞るとともに校務支援システムの機能や Web 回答による集計機能等を活用することによって、文書事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、令和 11 年度までに共同学校事務室を整備する。

◇学校プールの施設・設備の管理

- ・令和 12 年度までに、水泳の授業や部活動は、学校外のプール施設で実施することで、プール管理業務をなくす。

◇部活動の地域展開

- ・令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動についても、休日の部活動と同様に地域展開を推進する。

##### ③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員等の配置の充実に努める。
- ・校務支援システムの機能や自動採点ソフト等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ICT 支援員の配置を拡充し、計画的に市内全小中学校を巡回して、機器の設定やアカウント管

理などを行う「校務支援」、授業中のサポートやトラブル対応を行う「授業支援」、教員向け研修などを行う「ICT 活用促進」などを行う。

#### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員など、医療・福祉に関する支援員などを学校へ派遣する。

### (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、教室環境の維持に配慮したうえでの清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、成績処理業務や出欠管理業務などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた点検を実施し、改善を図っていく。また、生成 AI 技術を有効に活用し、文書作成などの負担を削減する。
- ・勤務時間外の自動応答電話機能を有効に運用する。
- ・地域学校協働活動等による外部人材を活用する。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には管理職による面談を行い医師による面接指導を促進するとともに、その後改善されない場合には医師による面接指導を行う。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・校内ハラスメントや心身の健康問題についての相談窓口を学校教育課に設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。(長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。)

- ・実効性のある定時退勤日の取組を進める。

## 4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間と年休取得日数の状況を把握し、毎年度、守山市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムにより、校長・教頭・全教職員それぞれの区分ごとに把握する。年休取得状況は年休簿を用いて年度単位で把握する。ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標の達成状況については、市のアンケートやストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。